

服装に関する規定

令和7年4月改訂

(1)制服

冬季

登下校の際は、必ずブレザーを着用。
学校指定のブラウス、カッターシャツ及びスカート・スラックスを着用。
学校指定のリボン・ネクタイを着用。

夏季

学校指定の半袖セーラー、ブラウス、カッターシャツ及びスカート、スラックスを着用。
指定期間中は、ブレザー及びリボン・ネクタイをつけなくてもよい。

(2)靴

スニーカー、革靴のいずれでもよいが派手な色、形は避ける。
サンダル、スリッパ、厚底の靴、ブーツは禁止する。

(3)防寒具

冬季 ブレザーの上に防寒具を着用してもよい。
防寒具は登下校時のみ着用すること。
セーター・ベストは学校指定のものを着用すること。

(4)留意事項

制服を加工してはならない。
ブラウス、カッターシャツはスカート、スラックスの中に入れること。
化粧、付け爪、ネイル加工、カラーコンタクト、アクセサリ類、タトゥー、
その他の装飾品については、一切禁止する。
異装が必要な場合は生活指導部で「異装届」の手続きを行うこと。

(5)頭髪

生まれ持った髪の毛の状態に登校すること。
パーマ、染色、脱色、エクステンションなどの加工は禁止する。